

「交通事故をなくす運動」福島区推進本部要綱

(目的)

第1条 『「交通事故をなくす運動」大阪府実施要綱』に定める推進機関として大阪府交通対策協議会等と連携を密にし、大きな社会問題として憂慮すべき交通事故の絶滅を期し、人命の安全を図るため、区内関係機関と住民団体が力を合わせ、広く交通安全に対する自覚と認識を高め、交通ルールが守られるよう交通安全運動を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この運動の推進母体を「交通事故をなくす運動」福島区推進本部(以下「推進本部」という。)と称する。

(組織構成)

第3条 推進本部は、別表に掲げる区内官公署及び各種団体の長等をもって構成する。

2 推進本部に次の役員を置く。

ア 本部長	1	名
イ 副本部長	3	名
ウ 理事	若 干	名
エ 推進委員	若 干	名
オ 幹 事	若 干	名

(役員の選任)

第4条 役員は次の者をもってあてゐるものとする。

(1) 本部長は、現に福島区長の職にある者

(2) 副本部長は、現に次の職にある者

ア 福島警察署長

イ 福島交通安全協会会長

ウ 福島区地域振興会会長

(3) 理事は、現に次の職にある者

第3条の官公署及び各種団体等の代表者のうち、本部長が必要と認めた者

(4) 推進委員は、現に次の職にある者

第3条の福島区地域振興会交通安全対策部長及び福島区各連合振興町会交通安全対策部長

(5) 幹事は、福島区役所市民協働課長、福島警察署交通課長、福島交通安全協会専務理事

(6) その他、本部長が選任した者

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、推進本部を代表し、業務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時はこれを代行する。
- (3) 理事は、この運動の目的達成のため、総合的な対策を協議する。
- (4) 推進委員は、事業の運営に参画し、適切な意見を述べるものとする。
- (5) 幹事は、本部等の業務執行に努める。

(会議)

第6条 本会に、役員会及び幹事会（以下「会議」という。）を置く。

- 2 役員会は、推進委員をもって組織し、推進対策その他必要な事項を審議し、意見を取りまとめる。
- 3 幹事会は、幹事をもって組織し、役員会に付議する事項の整理及び事前調整を行う。
- 4 会議は、本部長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局を福島区役所内に置く。

- 2 事務処理にあたっては、幹事が相互に協力するものとする。

(規約の改正)

第8条 この規約の改正にあたっては、役員会において協議のうえ改正する。

附 則

この要綱は、令和8年9月15日から施行する。

別表

本部長	福島区長
副本部長	福島警察署長
	福島交通安全協会会長
	福島区地域振興会会長
理事	福島区社会福祉協議会会長
	福島区地域女性団体協議会会長
	福島区民生委員児童委員協議会会長
	福島区老人クラブ連合会会長
	福島区青少年対策連絡協議会会長
	福島消防署長
	環境局西北環境事業センター所長
	建設局野田工営所所長
	建設局扇町公園事務所所長
	中央卸売市場本場長
	大阪市立福島区老人福祉センター館長
推進委員	福島区地域振興会交通安全対策部長
	福島区各連合振興町会交通安全対策部長
幹事	福島区役所市民協働課長
	福島警察署交通課長
	福島交通安全協会専務理事
その他、本部長が選任した者	